

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

3 所管事務の調査（報告）

- (1) 川崎市立看護大学奨学金貸付条例の制定及び川崎市看護師等修学資金貸与条例等の改正に向けたパブリックコメントの実施について

資料1 川崎市立看護大学奨学金貸付条例の制定について

資料2 川崎市看護師等修学資金貸与条例等の改正について

資料3 パブリックコメント用資料

資料4 川崎市看護師等修学資金貸与条例・川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則

参考資料 川崎市立看護大学の大学設置認可申請について

令和3年5月26日

健康福祉局

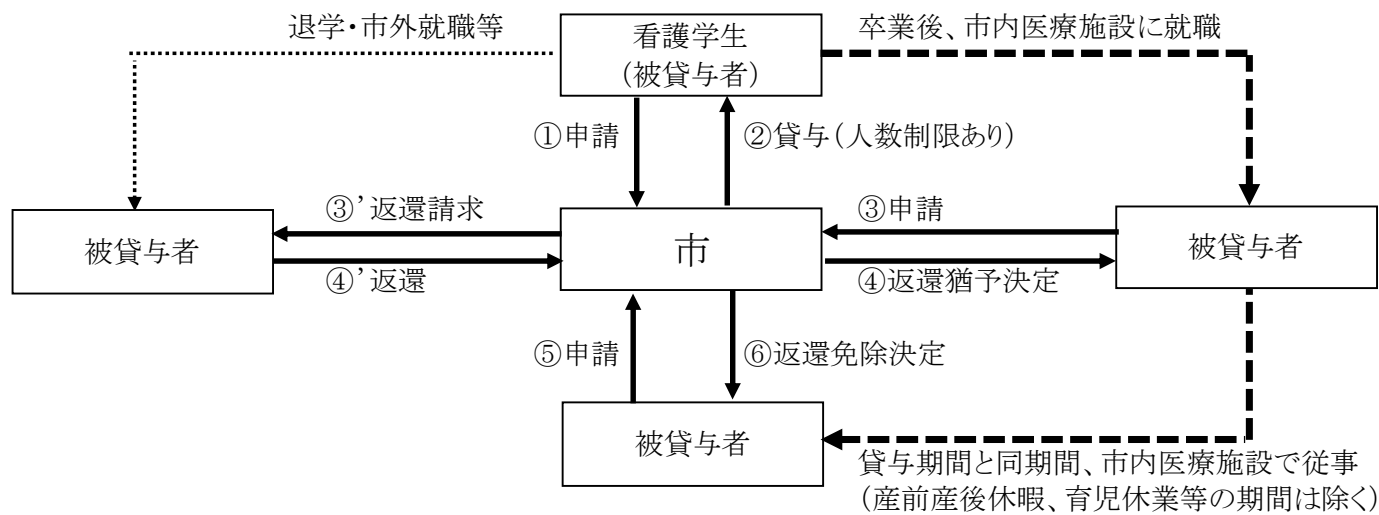
川崎市看護師等修学資金貸与条例等の改正について

1 看護師等修学資金貸与制度について

将来市内の病院又は診療所(以下「医療施設」という。)において、看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)として勤務しようとしており、そのための養成所(看護学校)に在学している者からの申請に基づき、修学資金を貸与し、もって看護師等の充実を図ることを目的としています。

貸与金については、卒業後に市内の医療施設において看護業務に従事している間は返還を猶予し、また、貸与期間と同期間、市内の医療施設で従事した場合は、貸与金の返還債務を全額免除するものとしています。

なお、返還免除に必要な期間満了前に市内医療施設における看護業務をやめた場合は、全額返還となります。



2 これまでの貸与実績について

貸与金額は、看護師課程の学生に対しては年額38万4千円、准看護師課程の学生には年額20万4千円とし、近年は毎年40名に対して貸付けを行っています。

なお、前年度から引き続き貸与を行う人数に応じて、新規に貸与する人数を決定しており、その人数は毎年20名前後となっています。

		(人)					
		年度	H29	H30	R1	R2	R3
看護師課程 (384千円/年)	新規		23	13	22	17	17
	継続		17	27	18	23	22
	合計		40	40	40	40	39
准看護師課程 (204千円/年)	新規		-	-	-	-	1
	継続		-	-	-	-	-
	合計		-	-	-	-	1
合計	新規		23	13	22	17	18
	継続		17	27	18	23	22
	合計		40	40	40	40	40

3 返還免除決定及び返還決定の実績について

返還免除決定を行った人数については、それぞれの被貸与者が免除までに必要な勤務期間が異なることなどから、年度で一定していません。

また、返還決定を行った人数は、近年4名以下となっています。

		年度	H29	H30	R1	R2	R3
返還免除決定	人数		19	18	12	14	未確定
	金額(千円)		12,384	14,436	8,496	10,620	
返還決定	人数		3	1	4	4	
	金額(千円)		2,304	1,176	2,491	3,072	

4 主な条例改正内容案について

市立看護短期大学の4大化に伴い、看護大学の新たな奨学金制度を創設する方針であることから、当該奨学金との整合性及び地域包括ケアシステムの推進などを目的として、次の内容に改正することを予定しています。

	現行	改正案
免除対象施設	病院又は診療所のみ	訪問看護ステーション及び社会福祉施設等を加える
免除に必要な勤務期間	貸与期間と同期間	貸与期間に1年を加えた期間 (※)

※令和4年度新規貸付者から適用

また、従来、修学生には毎年、学業成績表及び健康診断書の提出を義務付けておりましたが、修学を継続していることをもって健康確認に代替できるものとし、学業成績表のみの提出とするなど、事務手続上における所要の整備を行うことを予定しています。

5 今後のスケジュール

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
パブリックコメント										
				条例議案 審議・施行						

川崎市立看護大学奨学金貸付条例（案）について ～ 市民の皆様からの御意見を募集します ～

令和4年4月に川崎市立看護大学の開学を予定しておりますが、優秀な学生の確保と卒業生の川崎市
内医療機関等への就職・定着を促進する目的で奨学金制度を創設予定です。令和3年秋からの学生募集
に合わせて条例制定を予定していますが、当該奨学金制度の内容等について、広く市民の皆様からの御
意見を募集します。

1. 意見募集期間

令和3年5月31日（月）～7月16日（金）

※郵送の場合は当日消印有効です。

※持参の場合は、土日祝日を除く8時30分～12時及び13時～17時15分までにお越しください。

2. 意見提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法により御提出ください。

（1）電子メール 市ホームページのパブリックコメント専用フォームから手順に沿って御提出ください。

（2）FAX 044-587-3506（川崎市立看護短期大学 看護大学設置準備担当）

（3）郵送・持参 〒212-0054 川崎市幸区小倉4-30-1

川崎市立看護短期大学 看護大学設置準備担当

3. 閲覧場所

ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎）、川崎市看護短期大学

4. 注意事項

（1）お寄せいただきました御意見について、個別に回答はいたしません。御意見をまとめた上で川崎市の考え方と合わせて、ホームページ上及び上記の資料配布場所にて公表いたします。

（2）電話や口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。

（3）記載いただいた個人情報は、提出された御意見を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

5. 問合せ先

川崎市立看護短期大学 看護大学設置準備担当 電話：044-587-3534

FAX：044-587-3506

川崎市看護師等修学資金貸与条例等の改正（案）について

～ 市民の皆様からの御意見を募集します ～

川崎市では、看護師等の充実を図ることを目的として、川崎市看護師等修学資金貸与条例に基づき、将来市内の病院又は診療所（以下「医療施設」といいます。）において、看護師及び准看護師の業務に従事しようとしており、そのための養成所（看護学校）に在学する学生に対して修学資金の貸付を行い、修学の継続を支援しています。

この修学資金については、卒業後に市内の医療施設に就職し、貸与を受けた期間と同期間、看護業務に従事した場合は返還を免除していますが、現在、条例を改正し、訪問看護ステーション・社会福祉施設等への勤務についても返還免除の対象とすること及び、返還免除に必要な勤務期間を、貸与を受けた期間に1年を加えた期間とすること等について検討を行っています。

ついては、次のとおり広く市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集期間

令和3年5月31日（月）～7月16日（金）

※郵送の場合は当日消印有効です。

※持参の場合は、土日祝日を除く8時30分～12時及び13時～17時15分までにお越しください。

2 意見提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法により御提出ください。

（1）電子メール 市ホームページのパブリックコメント専用フォームから手順に沿って御提出ください。

（2）FAX 044-200-3934（川崎市健康福祉局保健医療政策室）

（3）郵送又は持参

郵送：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市健康福祉局保健医療政策室

持参：〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館12階

川崎市健康福祉局保健医療政策室

3 閲覧場所

ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎）、健康福祉局保健医療政策室（ソリッドスクエア西館12階）

4 注意事項

（1）お寄せいただきました御意見について、個別に回答はいたしません。御意見をまとめた上で川崎市の考え方と合わせて、ホームページ上及び上記の資料配布場所にて公表いたします。

（2）電話や口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。

（3）記載いただいた個人情報は、提出された御意見を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

5 問合せ先

川崎市健康福祉局保健医療政策室

電話：044-200-0217

FAX：044-200-3934

川崎市看護師等修学資金貸与条例等の改正概要

川崎市では、看護師等の充実を図ることを目的として、川崎市看護師等修学資金貸与条例に基づき、将来市内の病院又は診療所（以下「医療施設」といいます。）において、看護師及び准看護師の業務に従事しようとしており、そのための養成所（看護学校）に在学する学生に対して修学資金の貸付を行い、修学の継続を支援しています。

この修学資金については、卒業後に市内医療施設に就職し、貸与を受けた期間と同期間看護業務に従事した場合は返還を免除していますが、令和4年4月開学予定の川崎市立看護大学において新たな奨学金制度を創設する方針であることから、当該奨学金との整合性及び地域包括ケアシステムの推進などを目的として、同条例及び施行規則の改正を予定しています。

については、市民の皆様から御意見を募集します。

1 改正を行う本市条例及び規則

- (1) 川崎市看護師等修学資金貸与条例
- (2) 川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則

2 主な改正の内容

(1) 返還免除対象施設の拡充

現行は、修学資金の返還免除の対象となる施設については、市内の医療施設（病院又は診療所）に限っているところですが、地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携を担う看護師等の確保・充実を目的として、市内の訪問看護ステーション及び社会福祉施設等にも対象を拡大します。

(2) 返還免除に必要な勤務期間の延長

現行は、返還免除に必要な市内医療施設にかかる勤務期間について、貸与を受けた期間と同期間としていますが、本市看護師確保対策の強化を図ることを目的として、令和4年度の新規貸与者から、貸与を受けた期間に1年を加えた期間とします。

(3) 事務手続上の所要の整備

現行は、修学生には毎年、学業成績表及び健康診断書の提出を義務付けていますが、これを、学業成績表のみの提出とするなど、事務手続上における所要の整備を行います。

3 施行日

令和3年10月頃（予定）

○川崎市看護師等修学資金貸与条例

昭和49年3月30日条例第10号

改正

昭和50年3月18日条例第7号

昭和52年3月31日条例第6号

平成4年3月30日条例第8号

平成4年3月30日条例第9号

平成6年12月26日条例第35号

平成9年7月1日条例第35号

平成12年12月21日条例第57号

平成14年3月28日条例第7号

平成21年12月24日条例第54号

川崎市看護師等修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、将来市内の医療施設において看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）として勤務しようとする者に対し、看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与し、もって看護師等の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内の医療施設 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所であつて、本市の区域内に開設されたもの（本市が開設する診療所を除く。）をいう。
- (2) 養成施設 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第21条に規定する大学、学校及び看護師養成所並びに法第22条に規定する学校及び准看護師養成所をいう。

(貸与対象者)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、将来市内の医療施設において看護師等として勤務しようとするもので次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した大学、同条第2号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は同条第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した看護師養

成所に在学する者

- (2) 法第22条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学する者

(貸与申請)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、必要な調査を行い、毎年度予算の範囲内において貸与の可否を決定する。

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸与の決定を受けた者は、規則で定める連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸与額)

第7条 修学資金の貸与額は、次に掲げる額とする。

- (1) 第3条第1号に規定する大学、学校又は看護師養成所に在学する者 月額 32,000円
(2) 第3条第2号に規定する学校又は准看護師養成所に在学する者 月額 17,000円

(利息)

第8条 修学資金は、無利息とする。

(貸与期間)

第9条 修学資金の貸与期間は、貸与を決定した日の属する月から養成施設を卒業する日の属する月までとする。

(貸与の廃止及び休止)

第10条 市長は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸与を廃止するものとする。

- (1) 死亡したとき。
(2) 退学したとき。
(3) 心身の故障のため修学の見込みがないと認められるとき。
(4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
(5) 前各号のほか修学資金の貸与の目的を達成する見込みがないと認められるとき。

2 市長は、修学生が休学し、又は停学処分を受けたときは、休学した日又は停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで修学資金の貸与を休止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(返還債務の当然免除)

第11条 市長は、第5条の規定により修学資金の貸与の決定を受け、当該修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が、養成施設を卒業した日から1月以内に市内の医療施設に勤務し、修学資金の貸与を受けた期間看護業務に従事したときは、当該修学資金の返還債務を免除する。

2 前項に規定する期間中に看護業務上の理由により死亡し、又は看護業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったときは、修学資金の返還債務を免除する。

(返還債務の裁量免除)

第12条 市長は、被貸与者が死亡又は心身の故障により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったとき、その他特に必要と認めるときは、当該修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還)

第13条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に該当する事由の発生した日の属する月の翌月の末日までに修学資金の全額を返還しなければならない。

- (1) 第10条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1月以内に市内の医療施設において看護業務に従事しなかったとき。
- (3) 養成施設を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取得できなかったとき。
- (4) 第11条に規定する返還債務を免除される期間満了前に、市内の医療施設における看護業務をやめたとき。

2 市長は、修学生が偽りその他不正な方法で修学資金の貸与を受けたことが明らかになったときは、直ちに修学資金の全額を返還させることができる。

(返還の猶予)

第14条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由が継続している間、修学資金の返還債務を猶予する。

- (1) 市内の医療施設において看護業務に従事しているとき。

(2) 養成施設を卒業後、法第19条から第21条までに規定する大学、学校又は養成所に進学し、当該大学、学校又は養成所に在学しているとき。

(3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、修学資金の返還が困難と認められるとき。

(延滞利息)

第15条 被貸与者は、正当な理由がなく修学資金の返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払われなければならない。

2 利率等の表示の年利建て移行に伴う関係条例の整備に関する条例(昭和46年川崎市条例第1号)第2条の規定は、前項の延滞利息の計算について準用する。

(学業成績表等の提出)

第16条 修学生は、毎年学業成績表及び健康診断書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月18日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第7条の規定は、この条例施行の日以後に修学資金の貸与の決定を受ける者から適用し、同日前に修学資金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (昭和52年3月31日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第7条の規定は、この条例施行の日以後に修学資金の貸与の決定を受ける者から適用し、同日前に修学資金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年3月30日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に修学資金の貸与の決定を受ける者から適用し、施行日前に修学資金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月30日条例第9号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月26日条例第35号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。（以下略）

附 則（平成9年7月1日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月21日条例第57号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月28日条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に第3条の規定による改正前の川崎市看護婦等修学資金貸与条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の川崎市看護師等修学資金貸与条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成21年12月24日条例第54号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定により看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与の決定を受け、当該修学資金の貸与を受けた者であって、旧条例第13条各号のいずれにも該当していないものは、改正後の条例（以下「新条例」という。）第5条の規定により修学資金の貸与の決定を受け、当該修学資金の貸与を受けた者とみなして、新条例の規定を適用する。

改正

昭和50年3月31日規則第21号

昭和56年9月30日規則第82号

平成4年3月30日規則第35号

平成4年8月28日規則第70号

平成9年3月31日規則第11号

平成14年3月28日規則第17号

平成22年3月31日規則第45号

川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市看護師等修学資金貸与条例（昭和49年川崎市条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 条例第4条の規定による看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与の申請は、看護師等修学資金貸与申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 養成施設の長の推薦書
- (2) 健康診断書
- (3) 住民票の写し

2 前項に規定する申請書は、4月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸与の決定通知)

第3条 市長は、条例第5条の規定による修学資金の貸与を決定したときは、看護師等修学資金貸与決定通知書（第2号様式。以下「貸与決定通知書」という。）を申請者に交付する。

2 貸与をしないと決定したときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(誓約書の提出)

第4条 前条の規定により貸与決定通知書の交付を受けた者（以下「貸与決定者」という。）は、速やかに次条に規定する連帯保証人と連署した誓約書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第5条 条例第6条に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む成年者で、そのうち1人は貸与決定者の親権者又はこれに類する者でなければならない。

(修学資金の交付)

第6条 修学資金は、四半期ごとに各期の初月に当該四半期分を交付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。

2 市長は、留年期間中の修学資金は貸与しないものとする。

(届出義務)

第7条 条例第11条第1項に規定する被貸与者（以下「被貸与者」という。）（第5号にあっては、被貸与者又は連帯保証人）が次の各号のいずれかに該当するときは、被貸与者又は連帯保証人は、直ちに当該事実を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 養成施設において休学し、復学し、若しくは退学し、又は停学の処分を受けたとき。

(2) 養成施設を卒業したとき。

(3) 修学資金の貸与を辞退したとき。

(4) 心身に著しい故障を生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、住所、氏名、職業、勤務先その他重要な事項に変更があったとき。

2 被貸与者が死亡したときは、その者の親族（成年者に限る。）又は連帯保証人は、その事実を証する書類を添えて直ちに市長に届け出なければならない。

(貸与の廃止等の通知)

第8条 条例第10条第1項及び第2項の規定により修学資金の貸与を廃止し、又は休止したときは、看護師等修学資金貸与廃止（休止）通知書（第4号様式）を修学生に交付するものとする。

(借用証書の提出)

第9条 条例第10条第1項に規定する修学生（以下「修学生」という。）は、修学資金の貸与が終了し、又は同項各号のいずれかに該当したときは、連帯保証人と連署の上、直ちに看護師等修学資金借用証書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、修学生が死亡した場合は、連帯保証人がこれを行うものとする。

2 前項本文に規定する場合において、修学資金の全額を返還した者は、同項の規定にかかわらず、看護師等修学資金借用証書の提出を要しない。

(返還免除の申請)

第10条 条例第11条及び第12条の規定により修学資金の返還債務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、看護師等修学資金返還債務免除申請書（第6号様式）に、当該事実を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（返還猶予の申請等）

第11条 条例第14条の規定による修学資金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、看護師等修学資金返還猶予申請書（第7号様式）に、当該事実を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による修学資金の返還債務の履行猶予を受けた者は、返還を猶予された当該事実が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（学業成績表等の提出期限）

第12条 条例第16条に規定する学業成績表及び健康診断書の提出期限は、毎年4月末日とする。

（連帯保証人の変更）

第13条 被貸与者は、連帯保証人が死亡したとき又は第5条の規定に該当しなくなったときは、直ちに新たな連帯保証人を立てなければならない。

（委任）

第14条 この規則の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日規則第21号）

この改正規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年9月30日規則第82号）

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月30日規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成4年8月28日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第11号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成22年3月31日規則第45号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

1. 大学設置の基本事項

大学名称	川崎市立看護大学		
学部・学科名	看護学部・看護学科		
大学の目的	医療の高度化、多様化への的確な対応や、地域包括ケアシステムの推進に資する質の高い人材の育成を目的とする。		
入学定員等	修業年限：4年 入学定員：100人(保健師30人) 収容定員：400人 開設時期：令和4年4月		
短期大学	川崎市立看護短期大学 令和4年4月学生募集停止		
教員数	37名 他、非常勤講師 (令和7年時点)	職員数	15名 他、会計年度任用職員(令和7年時点)

2. 設置の趣旨

課題整理

- 本市の看護師養成は新規養成、再就業支援、定着促進を柱に進めてきたが、短大においては次の課題がある。
- ① 本市の将来的な人口減少と、神奈川県地域医療構想で本市の医療需要の増加が予想されていること。
 - ② 全国的な看護系大学の増加と**学生の4年制大学志向**が高まっていること。
 - ③ 国において看護教育の充実が求められているが、**3年制の短期大学ではカリキュラムが過密**となっている。
 - ④ 本市で地域包括ケアシステム構築の取組を進めており、**看護職が重要な役割を果たすことが期待**されている。

「地域包括ケアシステムを発展させていける人材の養成」を目指し**川崎市立看護大学を設置**する。

教育理念（抜粋）

本学は、地域住民との協力体制を構築し、社会資源を活用した教育を行うことにより、社会で生活する人々に対する理解を深め、豊かな人間性と幅広い視野を持ち、科学的根拠と倫理観に基づいて思考し、問題に対応するための看護実践力を通して、**地域社会における健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成**する。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針：要約）

- ① **社会人基礎力を有する人材**
- ② 多職種と協働して実践できる能力を持つ人材
- ③ 高い倫理性と科学的根拠に基づき看護実践できる人材
- ④ 医療の高度化等に対応し、看護を改善・発展できる人材
- ⑤ **地域社会に貢献したいという意欲をもち、地域包括ケアシステムを担う知識と技術を持つ人材**

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針：要約）

「**基礎学力**」、「**倫理性・人の生活への関心**」、「**自律と努力**」、「**コミュニケーションと協調**」、「**地域愛と活動力**」を備えている人

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針：要約）

- ① アクティブラーニングを基本とした多様な学習機会を提供する。
- ② **ICT、シミュレーション教育等の教育方法を活用**する。
- ③ **人々の生活や地域包括ケアシステム等の理解を深めるために本市の社会資源を活用**する。
- ④ 地域の保健・医療・福祉・生活に関する統計情報等を活用する。
- ⑤ 災害医療・看護、高度医療、国際看護学等の多様な科目を設ける。
- ⑥ 地域住民と相互協力したサービラーニングを科目に位置付ける。

○教員は各専門に応じた研究を進めながら、**地域住民や社会資源と連携**し、本市が抱える**行政課題や地域社会における健康と福祉の向上に寄与する教育研究**を多く行い、広く**社会に貢献**していく。

3. 教育課程・カリキュラム

☆ 全授業科目数：119、卒業単位数：132(保健師は148)

特色あるカリキュラム例

ゲストスピーカーとして、 本市職員等 を活用した 地域包括ケアシステム や 社会保障制度 等に関する 実践的な授業	地域に貢献する意欲と方法論を学ぶため川崎市を学ぶ「川崎市の文化と科学」と地域で実際にボランティア活動等を実施する「サービラーニング論」を設定	地域で活躍するために、看護者個々人が主体的に思考する必要があり、医学的かつ公衆衛生的知識が重要であるため、特に医学系科目を充実
---	--	---

特色ある実習先

地域包括支援センター	助産所	児童相談所・児童養護施設	緩和ケア(がん)、認知症ケア病棟
特別支援学校、企業実習(保健師)	精神病院・デイケア事業所	訪問看護ステーション	合計：107施設

4. 施設整備・ICT

- ① 看護短大の既存の施設等を活用することを基本に、学生数・教員数の増加等に伴う施設改修を行う。
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応として導入予定であるオンライン授業用のICT教育環境を引き続き活用する。
- ③ 反復的・継続的な学習習慣の定着、主体性を持った学習意欲の醸成を図るため、**校内無線LAN環境の下でタブレット端末を導入し、デジタル教科書や映像教材を使用した授業**を実施する。
- ④ **アクティブラーニングを推進**するため、可動式の机・椅子、ホワイトボード等を配置し、**学生同士が自由にディスカッションして学び合うことができるラーニングコモンズ**を設置する。

5. 管理運営

- **評議会**⇒大学の管理運営に関する重要事項を審議（構成：学内4名・市4名）
 - **教授会**⇒教育研究・人事事項等の審議・具申
- 併せて、教務委員会等の学内における**各種委員会**を設置

6. 研究推進体制

- ① 本学における**研究活動・公的競争資金獲得の推進、個人研究費の適正執行及び不正使用防止**に取り組む体制を事務局に構築するとともに、個人研究費の交付にあたっては、教員の**研究計画を審査**する委員会を設置し、毎年度、**研究活動成果の公表**を行う。
- ② **教職員を対象とした学内研修**(FD・SD)を推進し、**教育研究活動の改善・発展**に努めるとともに、適正な研究活動の推進に資する**研究倫理**、不正防止研修を充実させる。

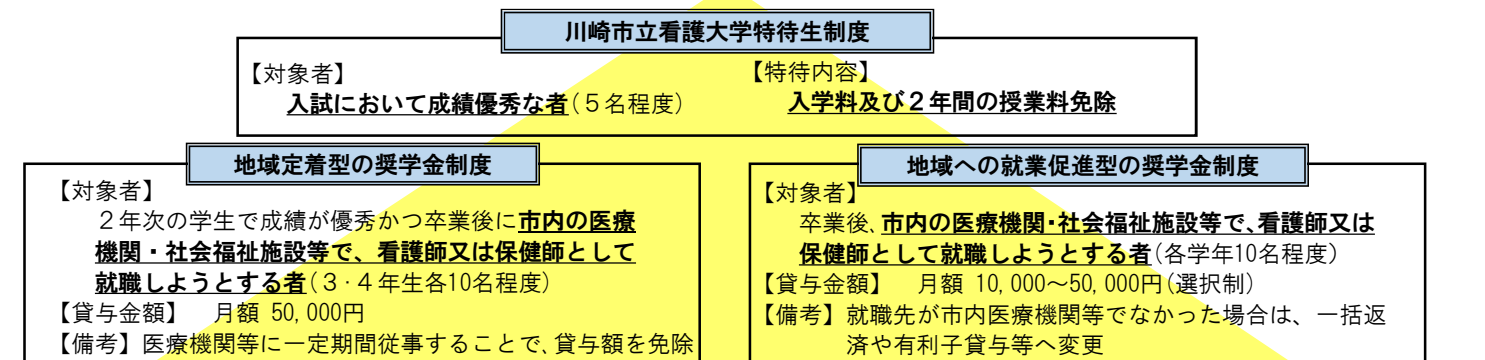
【個人研究費及び共同研究費の額】

教授	准教授	講師	助教	共同研究費
55万円	45万円	40万円	30万円	190万円

7. 入学選考料、入学料、授業料及び独自奨学金制度

入学検定料	入学料	授業料
17,000円	(市内) 141,000円 (市外) 282,000円	535,800円

- ① **学費**：近隣の公立大学の学費状況や本学の継続的かつ安定的な財政運営を考慮して、上記のとおりとする。
- ② **奨学金**：看護短大における独自の奨学金制度を見直し、**新たに3つの奨学金制度を創設**する。
特待生制度によって優秀な学生を確保するとともに、地域包括ケアシステムに資する人材を養成するためのカリキュラムを学んだ学生が、**本市に就職・定着することを目的**とした奨学金制度とする。



8. 入学者選抜

- ① **一般入試は大学入学共通テスト**により基礎学力を問い、面接と小論文により人柄・性格を確認する。前期試験と後期試験を実施する。
- ② **特別選抜入試は、指定校推薦、公募推薦入試、社会人入試**を設置する。
※ 指定校推薦に関して、文部科学省は設置認可までは調整することを認めていないこと、学生の学力や就職状況等を把握し、指定校及び評定平均の基準等を決定する必要があるため、**令和9年度入試から実施**する。
- ③ 優秀な学生の確保に向け**特待生制度**を設置する。

<大学設置認可申請に関する事項や大学運営の検討状況>

令和元年度：大学設置準備委員会2回、新大学教育検討委員会2回において検討、健康福祉委員会で4回報告(うち短大視察1回)
令和2年度：大学設置準備委員会4回において検討、健康福祉委員会で1回報告
その他：8つの検討分野別の学内プロジェクトを設置し、それぞれ議論を重ねており、申請後も開学に向けて検討していく。